

尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月
尾 道 市



尾 道

COCORONOMICHI

はじめに

平成 25 年（2013 年）4 月、国は、新型インフルエンザ及び全国的かつまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）を施行しました。

令和元年（2019 年）12 月以降、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の対応では、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3 年超にわたり取組を進めてきました。

この新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は令和 6 年（2024 年）7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を抜本的に改定し、この改定を踏まえ、広島県においても広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）を令和 7 年（2025 年）3 月に改定しています。

本市では、平成 28 年（2016 年）3 月に尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）を策定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変しました。このような新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように、本市行動計画を改定することとしました。

本市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
1 感染症危機を取り巻く状況	1
2 市行動計画の位置づけと対象となる感染症	2
3 市行動計画の策定及び改定	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1 基本的な戦略	4
2 基本的な考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	13
5 新型インフルエンザ等対策の対策項目	17
6 市行動計画の実効性を確保するための取組等	18
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	20
1 実施体制	20
準備期	20
初動期	21
対応期	22
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	24
準備期	24
初動期	27
対応期	28
3 まん延防止	32
準備期	32
初動期	33
対応期	33
4 ワクチン	34
準備期	34
初動期	36
対応期	38
5 保健	41
準備期	41
初動期	41
対応期	42
6 物資	44
準備期	44
7 市民生活・市民の社会経済活動	45
準備期	45
初動期	46
対応期	46
略称又は用語集	49

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

1 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着眼するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

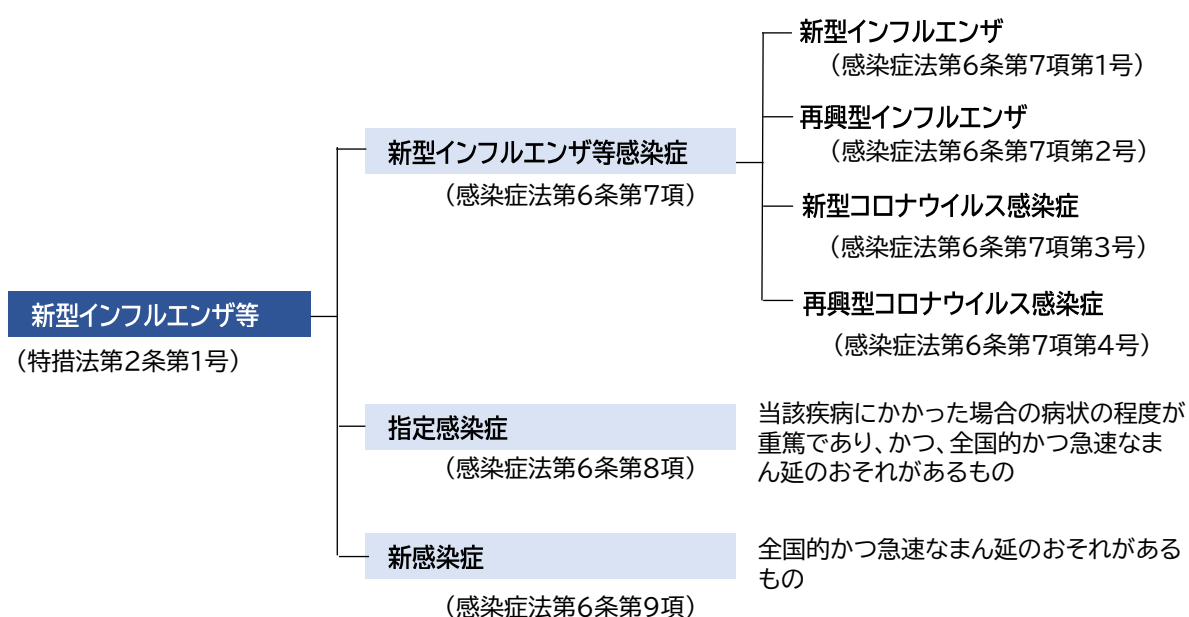
2 市行動計画の位置づけと対象となる感染症

市行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、政府行動計画、県行動計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示します。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10（1998）年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表 1 に示す感染症です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。



図表1 尾道市行動計画の対象となる感染症

3 市行動計画の策定及び改定

平成 25 年（2013 年）6 月、特措法第 6 条に基づき、政府行動計画が策定されました。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものです。その後、令和 6 年（2024 年）7 月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定されました。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

また、広島県においても政府行動計画が改定されたことを受け、広島県における新型コロナ対応の経験を踏まえ、県行動計画が改定されました。

尾道市では、平成 28 年（2016 年）3 月に市行動計画を策定しましたが、今般、政府行動計画や県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定します。

なお、国は新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、尾道市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、行動計画の改定を検討します。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命・健康や市民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

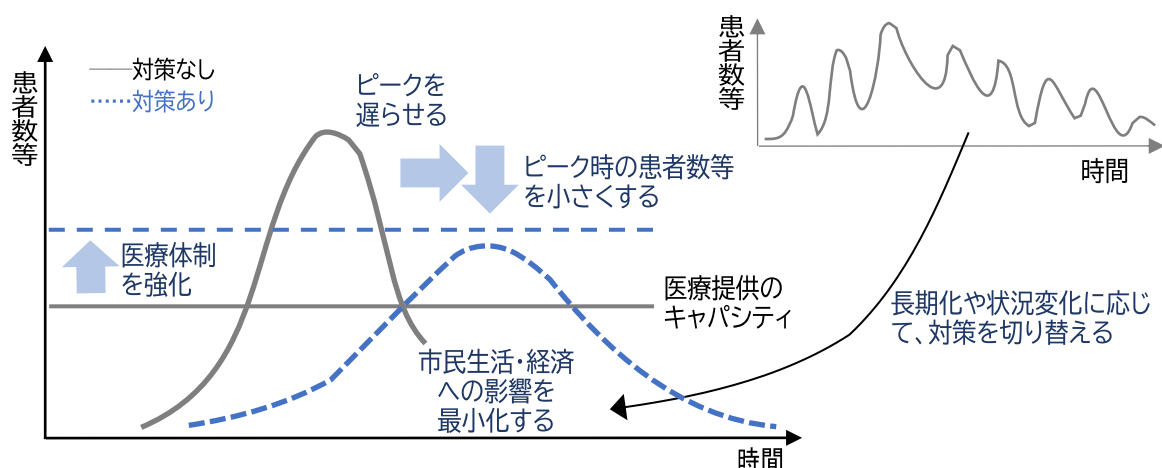
新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として、国及び県と連携し対策を講じていく必要があります。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減するとともに安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表2 新型インフルエンザ等対策の概念図

2 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

また、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件や大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしています。

県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てていることから、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立することとしています。

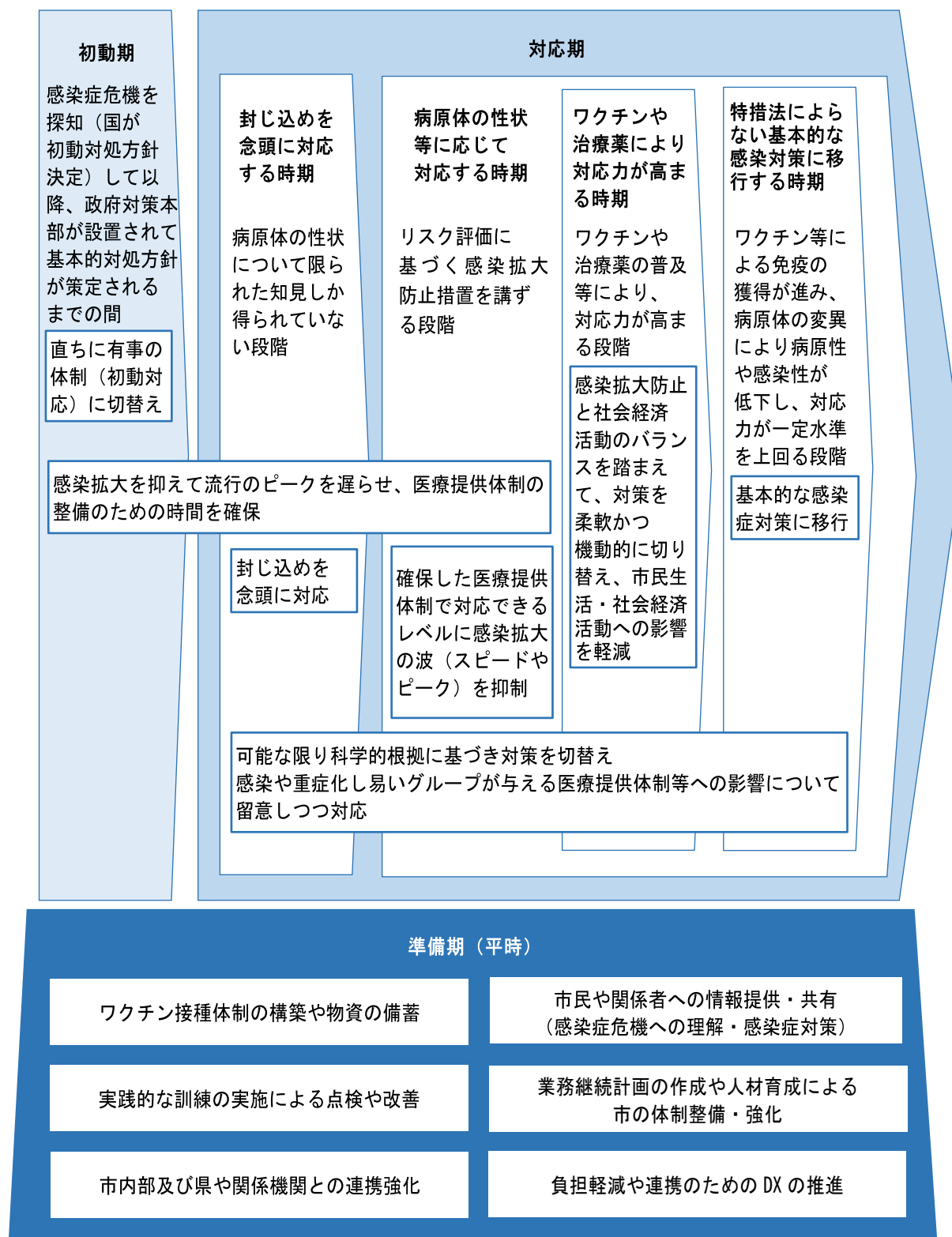
なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策とワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

また、事業者の従業員の罹患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民などの理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなどの季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要となります。



図表3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1. 準備期

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。市内部及び県や関係機関との連携強化、負担軽減や連携のための DX の推進、実践的な訓練の実施による平時の備えの点検や改善、業務継続計画の作成や人材育成による市の体制整備・強化、感染症危機への理解や感染対策などに関する市民及び関係者への情報提供・共有、ワクチン接種体制の構築や物資の備蓄など、平時の備えの充実を進めます。

2. 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

3. 対応期

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【対応期：封じ込めを念頭に対応する時期】

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）から得られる情報等も考慮しつつ、まずは、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染した可能性のある人の外出自粛やその人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行います。

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適

切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分します。

【対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難で市内で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

また、県、関係団体、事業者等と連携して、市民生活及び地域経済の維持や医療提供体制の確保のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

地域の実情等に応じて、県と連携の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行います。

【対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

【対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国や県等と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、次のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。

このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

（２）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

（３）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

（５）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

（６）感染症危機下の災害対応

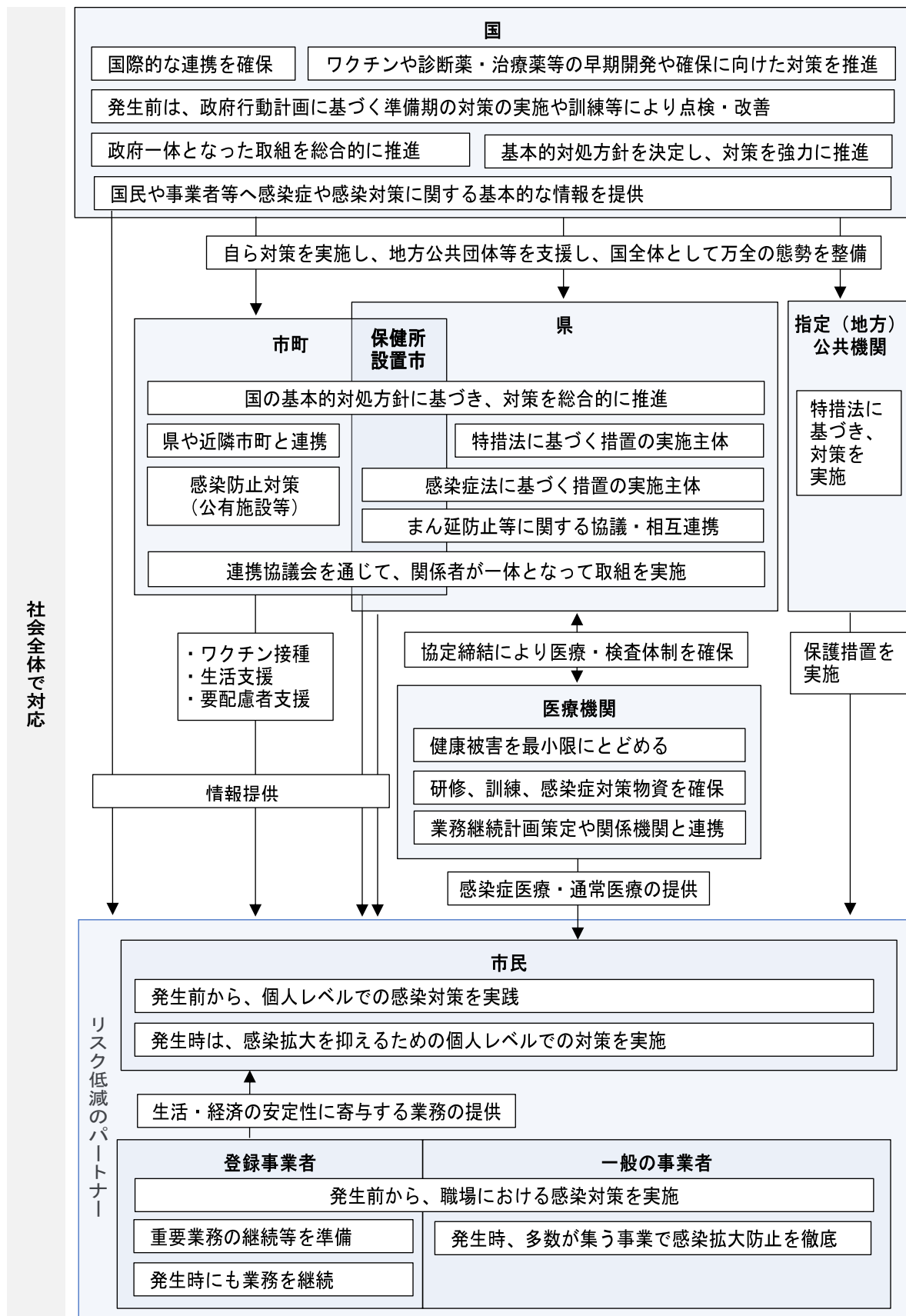
市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めます。また、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

（７）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



図表4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

《県の役割》

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結

し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

《市の役割》

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や保健所、近隣の市町と緊密な連携を図ります。また、平時から県や保健所と連携を図るとともに、感染症有事の際には、県の体制に応じて迅速に体制を移行し、感染症対策を実施します。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

5 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活・市民の社会経済活動

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、それぞれの対策項目は基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要です。

6 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時とはもとより、平時から有事までを通じて、施策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて施策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

市町や県民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

こうした観点から、市行動計画等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行います。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとします。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに本市行動計画等の見直しを行います。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

《準備期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

ア 行動計画等の作成・見直し

市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更します。市行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。

《福祉保健部》

イ 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

《福祉保健部、全庁》

ウ 体制整備・強化

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。業務継続計画については、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成します。

《総務部、福祉保健部》

(イ) 市は、県や医療機関等が実施する研修も活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行います。

《福祉保健部》

エ 関係機関との連携強化

- (ア) 市は、県や近隣市町村及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

《福祉保健部》

- (イ) 市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進めます。

《総務部、福祉保健部》

- (ウ) 市は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要なとなる物品等を事前に準備します。

《全庁》

《初動期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

体制整備・強化

- (ア) 市は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて市対策本部を設置することを検討するとともに、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な体制を進め、新型インフルエンザ等対策に係る措置を準備します。

《総務部、福祉保健部》

- (イ) 市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

《企画財政部、福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

ア 体制整備・強化

(ア) 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

《総務部、福祉保健部》

(イ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。

《総務部、福祉保健部》

(ウ) 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

《企画財政部、福祉保健部》

イ 職員の派遣・応援への対応

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

《総務部、福祉保健部》

(イ) 市は、市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

《総務部、福祉保健部》

ウ 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。

市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

《福祉保健部》

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

《総務部、福祉保健部》

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

《準備期》

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(ア) 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行います。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。

《総務部、福祉保健部、教育委員会》

(イ) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

《市民生活部、福祉保健部》

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《総務部、市民生活部、福祉保健部》

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

(ア) 情報提供・共有の体制整備

市は、準備期から、ホームページや SNS 等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、初動期以降、状況を踏まえながら、情報提供・共有を行う必要性が高まります。対象の属性等に応じて、多く活用されている情報ツールは異なることから、対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、準備期からあらかじめ市民等への情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、検討を行います。

《福祉保健部》

(イ) 感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公表については、市は、県による公表に基づき、市民に情報提供を行います。県は、積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目については、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ図表 5 のとおり明確化しており、市においても県の方針に基づいた情報提供を行います。

《福祉保健部》

区 分	公表する情報	公表する情報	公表する情報
感染者情報	・ 年代 ・ 居住市町 ・ 発症日 ・ 検査判明日	・ 左記に同じ	・ 要因別感染者数を集計して公表
感染源との接触歴	・ 行動歴（感染源と思われる行動に限定）	・ 他事例との関連や県外往来の有無	▶ 居住市町別 ▶ 症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状）
医療機関への受診等	・ 症状・経過 ・ 入院医療機関の種別（感染症指定医療機関又は協定締結医療機関）	・ 症状・経過 ・ 療養の種別	▶ 療養種別 ▶ 他事例との関連の有無別 ▶ 県外往来の有無別
感染者の行動歴（感染させる可能性のある時期以降）	・ 感染者に接触した可能性のある者を把握できない行動に限定	・ 左記に同じ	【ワクチン開始以降】 ▶ 接種回数別 【発生届重点化以降】 ▶ 届出対象別

▶：情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	・ 施設種別、利用者数、陽性者数
死亡例	・ 陽性者であって療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない）の死亡日、療養種別

図表 5 患者発生時の公表項目(県行動計画より)

(ウ) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理します。

《福祉保健部》

《初動期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

《総務部、福祉保健部》

イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見やSNSの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

《総務部、福祉保健部》

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する相談窓口を設置して適切に情報提供・共有します。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《市民生活部、福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

《総務部、福祉保健部》

イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見や SNS の投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

《総務部、福祉保健部》

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する相談窓口を設置して適切に情報提供・共有します。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《市民生活部、福祉保健部》

エ リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて次のとおり対応します。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明します。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

《市民生活部、福祉保健部》

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

（ア）病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。

《福祉保健部》

（イ）子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。

《福祉保健部》

【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い効果的に情報発信するとともに、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

《総務部、福祉保健部》

3 まん延防止

《準備期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- (ア) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。

《福祉保健部》

- (イ) 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、コールセンターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。また、学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施します。

《福祉保健部、教育委員会》

- (ウ) 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による営業時間変更の要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図ります。

《総務部、福祉保健部、産業部》

《初動期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、市行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

《総務部、福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータを活用しながら、県が実施する緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

対策の実施に係る参考指標等の周知

有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標等の検討状況を踏まえて県において必要に応じて設定される、県独自のレベル判断の指標について、県からの発信に基づき、市民に共有します。

《福祉保健部》

4 ワクチン

《準備期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備を行います。

《福祉保健部》

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 医療用ベッド ☐ 救急用品 ☐ 血圧計 ☐ 静脈路確保用品 ☐ 輸液セット ☐ 生理食塩水 ☐ アドレナリン製剤等	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 使い捨てフェイスシールド ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
【文房具類】	【会場設営物品】
☐ ボールペン ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ 会場印、医療機関コード印	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ パーテーション ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ ゴミ袋 ☐ 養生テープ ☐ 時計

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

イ ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、国や県が整備する、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町への分配につなげるシステムを利用できる体制を推進します。

《福祉保健部》

ウ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナウイルス対応時のノウハウを継承しながら、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。

《福祉保健部》

(イ) 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。

また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図ります。

《福祉保健部》

(ウ) 住民接種

市は、予防接種法（昭和 23（1948）年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ①市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- ②市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進めます。
- ③市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナウイルス対応時のノウハウを継承しながら、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

《福祉保健部》

エ 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。

《福祉保健部》

オ DX の推進

市は、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。

《福祉保健部》

《初動期》

(1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

ア 接種体制の構築

市は、適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

①市は、ワクチンの接種で必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

②接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。

③市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

- ④接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。
- ⑤予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。
- ⑥市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。
- ⑦市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。
- ⑧市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。
- ⑨医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。
- ⑩接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに

に、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

⑪感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守します。

⑫感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

《福祉保健部》

イ 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力の要請又は指示を行います。

《福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

ア 接種体制

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、市は、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

《福祉保健部》

(ア) 特定接種

市は、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

《福祉保健部》

(イ) 住民接種

① 予防接種の準備

市は、国や県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。

② 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう準備期、初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

③ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

④ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。

⑤ 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

《福祉保健部》

イ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

(ア) 市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知

見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行います。

《福祉保健部》

(イ) 市は、予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底します。

《福祉保健部》

ウ 情報提供・共有

(ア) 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

《福祉保健部》

(イ) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行います。

《福祉保健部》

5 保健

《準備期》

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

市においては、その業務量が急増した際に、県、保健所、市との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

保健所業務の応援体制の整備

- (ア) 市は、保健所における業務量が急増した際に、応援職員として、保健師等の保健所への派遣について、県と協議して検討します。

《福祉保健部、総務部》

- (イ) 市は、自宅療養者の健康観察や食料等生活物資の提供等、感染症発生時における県への協力について、県と協議して検討します。

《福祉保健部》

研修・訓練等を通じた人材育成

- (ア) 市は、国や県等が実施する感染症対応等の研修への職員の参加を通じ、保健所等への応援職員の人材の育成に努めるとともに、感染症危機への対応能力の向上を図ります。

《福祉保健部、総務部》

《初動期》

(1) 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等、保健所及び保健環境センター等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生などの公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

有事体制への移行準備

- (ア) 市は、県の広島県感染症予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制への移行準備の状況を踏まえ、県からの応援派遣要請があった場合に、県と協議し、保健師等の職員を保健所に応援派遣できるよう人員の確保に向けた準備を進めます。

《福祉保健部、総務部》

市民への情報提供・共有の開始

- (ア) 国の要請に基づき県が整備する相談センターについて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診に繋がるよう周知します。

《福祉保健部》

- (イ) 県による Q&A の公表、リスク情報とその見方や対策の意義の共有について、市民に情報提供します。

《福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要の対応

有事体制への移行

- (ア) 県からの応援派遣要請に基づき、保健所の業務を支援するため、協議結果に基づき、保健師等必要な職員を派遣します。

《福祉保健部、総務部》

- (イ) 市は、県から、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方についての共有を受け、必要に応じて庁内での共有や市民等への情報提供を行います。

《福祉保健部》

健康観察及び生活支援

- (ア) 市は、県の要請に応じて、県が実施する、新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対する定められた期間の健康観察に協力します。

《福祉保健部》

- (イ) 市は、県と協議し、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県から共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

《福祉保健部》

情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (ア) 市は、国や県の情報に基づき、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、国や県からの媒体等も活用し、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。

《市民生活部、福祉保健部、総務部、産業部、教育委員会》

6 物資

《準備期》

(1) 目的

感染症対策物資等（医薬品（解熱鎮痛剤、抗菌薬、ワクチン、麻酔薬、PCR 検査試薬、抗原検査キット等）、医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ等）、個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋））は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。

そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄等

- （ア）市は、市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

《福祉保健部》

- （イ）消防機関は、国及び県と連携し、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

《消防局》

7 市民生活・市民の社会経済活動

《準備期》

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨します。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県との間でも、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備します。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

《福祉保健部》

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意します。

《福祉保健部》

ウ 物資及び資材の備蓄等

(ア) 市は、市行動計画又は業務計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

《福祉保健部》

(イ) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨します。

《福祉保健部》

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討します。

《福祉保健部》

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

《市民生活部、福祉保健部》

《初動期》

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

《市民生活部、福祉保健部》

《対応期》

(1) 目的

市は、準備期での対応をもとに、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

《福祉保健部、教育委員会》

(イ) 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

《福祉保健部》

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

《教育委員会》

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

①市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48（1973）年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48（1973）年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

《福祉保健部、産業部》

(オ) 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

《市民生活部、福祉保健部》

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(ア) 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

《福祉保健部、産業部》

(イ) 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画又は業務計画等に基づき、必要な措置（ガス事業者である指定地方公共機関はガスを安定的かつ適切に供給、水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者である市町及び広島県水道広域連合企業団は水を安定的かつ適切に供給、運送事業者である指定地方公共機関は貨物の運送を適切に実施）を講じます。

《福祉保健部》

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり略称を用いるとともに、用語を定義します。

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと
シリンジ	本市行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、

	人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、県対策本部という。市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	本市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
広島県感染	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化

症対策連携協議会	を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織
広島県感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
保健環境センター等	本市行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略） DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ